

2025年9月1日から

0歳から2歳までの

児童発達支援等の利用者負担を無償化します



就学前の障害児を支援するため、東京都の無償化制度を活用し、下記のサービスについて0歳～2歳の利用者負担を無償化します

対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

対象となる児童

上記サービスを利用する**0歳～2歳の児童**

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

無償化の概要

- 児童発達支援事業等を利用した場合、受給者証に記載の負担上限月額を上限として、利用日数等に応じた利用者負担額（1割部分）を事業所に支払う必要があります。
- **本制度は利用者負担額を事業所を通じて助成することにより、利用者負担額を0円（無償化）とする制度です。**

※ 国制度により、**3歳～5歳の児童の利用者負担は既に無償化されています。**

※ 利用者負担以外の費用（給食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

【問い合わせ先】 目黒区 障害者支援課 03-5722-9510（直通）
FAX03-3715-4424（問い合わせ専用）